

中学3年生及び保護者の皆さまへ

高校等進学のための奨学金等制度のご案内(概要)

- 高校等へ進学する際には、入学金や制服代等を納付する必要があります。
- 高校等への進学にあたり、次のとおり奨学金や貸付金の制度があります。
- 概要のみ記載していますので、詳細については、各機関、市町村等に直接ご確認ください。

1 大阪府育英会奨学金

名称・問い合わせ先	資 格	貸 付 額
大阪府育英会奨学金貸付 公益財団法人大阪府育英会 電話(06)6357-6272 https://www.fu-ikuei.or.jp	保護者(父母等)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 (※1)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。実際は、以下の算式により算出された額(保護者合算)により判定します。	下記[貸付限度額(年額)]の範囲内で希望する額[1万円単位](無利子) ◎申請時期 ・予約募集(奨学金・入学時増額奨学金とも) 中学校3年生の9月上旬～10月上旬頃 各学校が定める期間 ・在学募集(奨学金のみ(※2)) 高校等在学中の4月中旬～5月上旬頃 各学校が定める期間 (※2)入学時増額奨学金は、進学後に申込みできません。
記載内容は、令和6年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。		
【奨学金】	〔所得基準〕 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】 市町村民税の課税標準額×6% ー市町村民の調整控除の額 (政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額) 1 国公立・私立とも 251,100円未満 (年収めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ 251,100円以上 347,100円未満 (同 800万円以上 1,000万円未満)	〔貸付限度額〕 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※3)＋その他教育費 10万円 (授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※3)が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※3)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
【入学時増額奨学金】	〔所得基準〕 国公立・私立とも 上記の算式により算出した額が 154,500円未満(同 590万円未満)	〔貸付限度額〕 国公立：5万円以内(通信制課程も同額) 私立：25万円以内(通信制課程は15万円以内)

返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金となります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

2 その他の奨学金・貸付制度(主なもの)

名称・問い合わせ先	資 格	貸 付 額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください	
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp	・大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること。) ・他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯(他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくことになります。) ※返済能力を有する母又は父が借主、子が連帯借主として申請。 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合は、子自身が借主として貸付申請可能。 ※未成年の子が申請する場合は、法定代理人の同意が必要。	・教育支援費(月額)(無利子) 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能 ・就学支度費(無利子) 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申し込む必要があります ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要です
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金) 子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所等(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター) https://www.pref.osaka.lg.jp/ka-teishien/kashitsuke/index.html ※貸付まで時間を要するためお早めにご相談ください。また、要件により貸付できない場合があります。	・20歳未満の子を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)等が扶養する子 ・父母のいない20歳未満の児童 ※返済能力を有する母又は父が借主、子が連帯借主として申請。 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合は、子自身が借主として貸付申請可能。 ※未成年の子が申請する場合は、法定代理人の同意が必要。	《私立、自宅通学の場合》 ・修学資金：無利子(月額) 高校・専修(高等) … 45,000円以内 高専 … 48,000円以内 (高校授業料実質無償化は貸付対象外) ・就学支度資金：無利子(入学時のみ) 高校・専修(高等) … 410,000円以内 高専 … 580,000円以内 ※貸付限度額は、国公立・私立、自宅・自宅外等の区分により異なります。 ※大阪府育英会との併用については貸付額に制限があります。 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付となります。 ※滞納した場合には、違約金(延滞金)がかかります。

裏面もご覧ください

名称・問い合わせ先	資 格	貸 与 額
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制課程 修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 中央区大手前 3-2-12 電話(06)6941-0351 内線 3433	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 また、令和6年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること（科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。）。	◎貸与額 月額 9,000 円に、申請年度の在学月数を乗じた額を貸与します。 ※ 奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。 ◎返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 ◎申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） ◎貸与決定時期 12月中旬（予定）
交通遺児育英会奨学金 （公財）交通遺児育英会 カリガヤル (0120) 521286 https://www.kotsuiji.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生（申込時25歳までの人） 家計基準 高校・高専 世帯収入が780万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は360万円以下の方	・奨学金（月額）（無利子・一部給付あり） 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択（うち一律1万円は給付） ・入学一時金（無利子・全額貸与、1年生時のみ） 高校・高専・専修学校高等課程 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(0120)77-8565 http://www.ashinaga.org/	保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または著しい障害（1～5級）を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生	・奨学金（月額）（貸与奨学金は無利子） 高校・高専 月額 30,000 円（給付） ・私立高校入学一時金（無利子・予約採用者に限る） 300,000 円（貸与） ・あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金（一時金・高校奨学生で翌年4月に大学に進学予定の人） 300,000 円（給付） ・進学支度一時金（高校奨学生で翌年4月に短大、専修各種学校に進学予定の人） 300,000 円（給付） ◎他制度と併用できます
大阪交通災害遺族会奨学金 （公財）大阪交通災害遺族会 電話(06)6761-5296 http://www.pansy.or.jp/	・大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	・入学準備金（無利息） 公立高校・高等専門学校 100,000 円 私立高校・専門学校 200,000 円 ・奨学金（無利息） 毎月最高2万円まで ・奨学金返還一部免除制度あり
日本政策金融公庫 （国の教育ローン） 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 または(03)5321-8656 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html	保護者の世帯の年間収入（所得）が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者（事業所得者） 1人 790万円（600万円） 2人 890万円（690万円） 3人 990万円（790万円） 4人以上 コールセンターにお問い合わせください。 ◎子供の人数が2人以下で世帯の年間収入（所得）が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円（所得790万円）以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	生徒1人につき上限350万円 利率 年2.25%（令和6年3月現在） 返済期間 最長18年 ※金利は変更となる事がありますので、最新の金利については、ホームページをご確認ください。
ヒューファイナンスおおさか 高校入学準備資金融資 府内市町村の進路相談窓口 又は 府教育庁高等学校課 電話(06)6946-7599	・大阪府育英会奨学金の利用（予定）者で、奨学金が貸与される前に入学料や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要	60万円以内 利率 年2.25%（令和6年3月現在） ※ヒューファイナンスおおさか 所定金利 ◎事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受けることが必要です

その他の奨学金制度や各制度の詳細については、

大阪府教育委員会のホームページ

大阪府 奨学金について

検索

でご覧いただけます。

私立高校等の場合、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。

【お問い合わせ先】

○大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
 電話(06)6946-7599（平日の午前9時～午後6時）
 ○各市町村の進路相談窓口
 お住まいの市町村にお問い合わせください

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりとした返還計画を立ててください。

大阪府育英会奨学金貸付（高校、専修学校高等課程等）

大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に、奨学金の貸付を行っています。

【奨学金の種類】

- ・入学時増額奨学資金：高校等（中等教育学校の後期課程を除く）入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けます。
- ・奨学資金：高校等在学中に、必要な学資を貸し付けます。

○申込資格者

- ・保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に進学を希望、又は在学する生徒の方
※成績要件はありません。

○申込期間等

募集区分	申込期間	申込先
予約募集 (奨学資金・入学時増額奨学資金)	中学校3年生の 9月上旬から10月上旬頃で 各中学校が定める期間	在学している中学校
在学募集 (奨学資金のみ) ※入学時増額奨学資金は申込みできません。	高校等進学（進級）後の 4月中旬から5月上旬頃で 各高校等が定める期間	在学している高校等

○所得基準・貸付限度額等

区分	対象 学校	所得基準		貸付限度額【年額】 (貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額[1万円単位])
		下記【算式】 による算出額	年収めやす (※1)	
奨学 資金	国公立 私立	251,100円未満	～800万円	授業料実質負担額(※2)＋その他教育費10万円 (授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円)
	私立 のみ	251,100円以上 347,100円未満	800万円～ 1,000万円	24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限。 府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯 が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは 貸付対象外となる場合があります。)
入学時 増額 奨学 資金	国公立 私立	154,500円未満	～590万円	国公立 5万円以内（通信制課程も同額） 私立 25万円以内（通信制課程は15万円以内）

【算式】市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額（保護者合算）

（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）

■上記は、令和6年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。

(※1)保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
実際は、上記算式により算出された額（保護者合算）により判定します。

(※2)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

○奨学金の返還

- ・高校等を卒業後、6ヶ月を経過した後、育英会が定める額を返還しなければなりません。
- ・返還額及び返還期間は借入総額等により異なります。
(1)入学時増額奨学資金のみ「25万円」を借りた場合
・返還月額4,000円（返還年額48,000円） 返還期間 5年3ヶ月
(2)奨学資金のみ「30万円」を借りた場合
・返還月額8,000円（返還年額96,000円） 返還期間 3年2ヶ月
(3)入学時増額奨学資金「25万円」と奨学資金「30万円」の「総額55万円」を借りた場合
・返還月額10,000円（返還年額120,000円） 返還期間 4年7ヶ月

○返還の猶予・減免

- ・借入された方が、病気や経済的な理由により、約束どおりの返還が困難となった場合、返還が猶予される場合があります。また、死亡や障害等によって返還することができなくなった場合、返還が免除される場合があります。
- ・返還の猶予や減免には、所定の手続きが必要です。必ず大阪府育英会に連絡してください。

上記奨学金に関する問い合わせ先

在学する学校 又は 公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課 （電話番号06-6357-6272）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

修学資金（令和6年3月末現在）

			貸付限度額（月額）		申込期間	据置期間	問合せ先
			自 宅	自 宅 外			
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	1～3年	27,000円	34,500円	入学決定後随時申込 ※事前相談が必要	卒業後6か月据置 し、返済開始	子を扶養する親が居住する 市区町福祉事務所等 （福祉事務所の設置されて いない町村にお住まい の方は、府子ども家庭セ ンター）
	私立	1～3年	45,000円	52,500円			
高等専門学校	国公立	1～3年	31,500円	33,750円			
		4・5年	67,500円	76,500円			
	私立	1～3年	48,000円	52,500円			
		4・5年	98,500円	115,000円			
短期大学	国公立	その学校の 定める 最短修学 年限	67,500円	96,500円			
	私立		93,500円	131,000円			
専修学校 （専門課程）	国公立		67,500円	78,000円			
	私立		89,000円	126,500円			
大 学	国公立		71,000円	108,500円			
	私立		108,500円	146,000円			
大学院	国公立	修士課程	132,000円	132,000円			
		博士課程	183,000円	183,000円			
	私立	修士課程	132,000円	132,000円			
		博士課程	183,000円	183,000円			

※高校授業料実質無償化分は貸付対象外。

※各種学校については「修学資金」として貸付できる場合があります。詳しくは上記問合せ先にご相談ください。

就学支度資金（令和6年3月末現在）

			貸付限度額（入学時のみ）		申込期間	据置期間	問合せ先
			自 宅	自 宅 外			
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自 宅	150,000円		入学決定から入学金等 納入後1か月を経過する まで （高等学校入学の場合及 び専願等による大学等入 学の場合は、受験票受領 後から申込可） ※事前相談が必要	卒業後6か月据置 し、返済開始	同 上
		自宅外	160,000円				
	私立	自 宅	410,000円				
		自宅外	420,000円				
高等専門学校 短期大学 大 学 専修学校 （専門課程）	国公立	自 宅	410,000円				
		自宅外	420,000円				
	私立	自 宅	580,000円				
		自宅外	590,000円				
大学院	国公立		380,000円				
	私立		590,000円				

○貸付対象者

- ・ 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦が現に扶養する子
- ・ 父母のない20歳未満の児童

○連帯保証人

- ・ 子自身が貸付を受ける場合は、返済能力のある母、父又は第三者が連帯保証人になる必要があります。

○申込期間

- ・ 修学資金：入学決定後随時 就学支度資金：入学決定後～入学金等納入後1か月を経過するまで

○貸与期間

- ・ （修学資金）申請月から在学する学校の最短修学年限の終期まで

○返済方法

- ・ 月賦 口座振替 卒業後6か月間の据置期間経過後から返済開始。違約金(延滞金)は年3%（令和6年3月末現在）。

○申込に必要な書類

- ・ 戸籍謄本（発行後3か月以内のもの）
- ・ 世帯全員の住民票（全部事項証明書）（発行後3か月以内のもの）
- ・ 借受人の個人番号がわかる書類
- ・ 児童扶養手当証書の写しなど扶養を証明する書類
- ・ 申請者もしくはその母、父及び連帯保証人の収入を証明する書類
- ・ 申請者もしくはその母、父が税等の公共料金を滞納していないことを証明する書類
- ・ 修学資金：入学を証明する書類 就学支度資金：合格通知等、入学を証明する書類
- ・ 学校案内（入学金・授業料等がわかるもの）
- ・ その他（詳しくは相談時にご確認ください）

○その他

- ・ 無利子貸付です。
- ・ 大阪府育英会や日本学生支援機構等の貸付を利用している場合は、当資金の貸付限度額との差額の範囲内での貸付となります。
- ・ 高等教育の修学支援新制度による支援が決定した方は、減免額及び給付型奨学金受給額を控除した範囲内での貸付となります。
- ・ 生活保護を受けている場合などは、子自身が借主となり、別世帯の連帯保証人を設けることにより貸付申請が可能です。
- ・ 貸付は生活状況と返済能力等の審査後、必要性和返済能力が認められる場合に限ります。
- ・ 返済期間は計画を立てたうえで、できるだけ短期間になるように設定してください。
- ・ これらの取扱いは大阪府が所管する市町村（政令市・中核市以外）に関するものです。
大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市にお住まいの方は、それぞれの市へお問い合わせください。